

旧	新	
<p><b>手引利用の留意点</b></p> <p>3 申請書等の押印の省略について 規則様式の申請及び届出の中には押印することに代えて署名することができるものがあります。 また、県様式で定める届出についても、同様に取り扱い<u>うことに</u>しています。</p> <p>4 添付書類の両面利用について 申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮していただき、両面使用での提出に御協力をお願いします。</p> <p>5 事前相談について 大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、技術上検討すべき事項が多くなりますので、申請をする前に御相談ください。</p> <p>6 申請の窓口について コンビナート地域に存する事業者であっても、次の申請等に関しては、工業保安課高圧ガスグループで受付<u>をいたし</u>ます。</p> <p><b>3 保安検査</b></p> <p>エ 保安検査申請手数料 保安検査申請手数料は、1年ごとに事業所全体の処理能力に相当する金額を神奈川県収入証紙により納付する。なお、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるもの及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力は、事業所全体の処理能力に算入しない。 休止施設を再使用する場合は、保安検査申請書の「前回の<u>保安検査に係る保安検査証の交付年月日</u>」の欄に（ ）書きで休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。</p> <p>オ 保安検査日 保安検査は基準日（<u>完成検査証に記載の検査日の翌日</u>から規定の<u>年数以内</u>の日）を設定し、<u>その日までに受検する。2回目以降は前回の保安検査日を基準に設定し、基準日を前倒して受検した場合はその日が新たな基準日となる。</u> 開放検査を行う貯槽の保安検査日も同様とする。</p>	<p><b>手引利用の留意点</b></p> <p>3 申請書等の押印の省略について 規則様式の申請及び届出の中には押印することに代えて署名することができるものがあります。 また、県様式で定める届出についても、同様に扱います。</p> <p>4 添付書類の両面利用について 申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮していただき、両面使用での提出に御協力をお願いします。</p> <p>5 事前相談について 大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、技術上検討すべき事項が多くなりますので、申請をする前に御相談ください。</p> <p>6 申請の窓口について コンビナート地域に存する事業者であっても、次の申請等に関しては、工業保安課高圧ガスグループで受付<u>け</u>ます。</p> <p><b>3 保安検査</b></p> <p>エ 保安検査申請手数料 保安検査申請手数料は、1年ごとに事業所全体の処理能力に相当する金額を神奈川県収入証紙により納付する。なお、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるもの及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力は、事業所全体の処理能力に算入しない。 休止施設を再使用する<u>ために、知事が行う保安検査を受検する</u>場合は、保安検査申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に（ ）書きで休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。</p> <p>オ 保安検査日 保安検査は基準日（<u>前回の保安検査から規定の期間を経過した日</u>）を設定し、その日<u>から1ヶ月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者にあつては3ヶ月）以内に受検する。なお、基準日の前後1ヶ月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者にあつては前後3ヶ月）以内に受検した場合、基準日に保安検査を受検したものとみなす。</u>開放検査を行う貯槽の保安検査日も同様とする。</p> <p><u>平成29年4月1日改正省令施行の際、既に設置され、保安検査を受けている施設の基準日は、改正省令施行前の直近の保安検査受検日を基準とする。</u></p>	<p>高圧ガス保安法の改正に伴い保安検査の受検日の取扱いが変更</p>

旧	新	
<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b> (コンビ則第 14 条)</p> <p>(1) 軽微変更の届出            軽微変更は、次の工事等を行った場合に届け出る。            ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（注 10）又は保安上支障のないもの（注 18）への取替えであって処理能力が変わらない工事            イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事            ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事            エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事            オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めた工事            カ 多管円筒形熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブを取替える工事（注 19）            キ 高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ接合でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事            ク コンビ則第 17 条第 2 号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が 100Nm<sup>3</sup>/日未満（不活性ガスについては 300Nm<sup>3</sup>/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事  <u>ケ 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</u>  <u>（ア） 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないもので、かつ同材質のものに限る。）の取替えの工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 20）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）</u>  <u>（イ） ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（ア及びイに該当するものを除く。）</u></p> <p>注 18 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS 0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。            注 19 多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは、拡張による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更該当するが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となる。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当する。            注 20 溶接に用いられる母材の種類を定める告示</p>	<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b> (コンビ則第 14 条)</p> <p>(1) 軽微変更の届出            軽微変更は、次の工事等を行った場合に届け出る。            ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（注 10）又は保安上支障のないもの（注 18）への取替えであって処理能力が変わらない工事            イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事            ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事            エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事            オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めた工事            カ 多管円筒形熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブを取替える工事（注 19）            キ 高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ接合でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事            ク コンビ則第 17 条第 2 号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が 100Nm<sup>3</sup>/日未満（不活性ガスについては 300Nm<sup>3</sup>/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事  <u>ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事</u>  <u>（ア） 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（認定品等（注 10）又は保安上支障のないもの（注 18）への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（アに該当するものを除く。）</u>  <u>（イ） 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及びケ（ア）に該当するものを除く。）</u>  <u>（ウ） ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（注 20）の工事（ア、イ及びケ（イ）に該当するものを除く。）</u>  <u>コ 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</u>  <u>（ア） 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（注 20）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）</u>  <u>サ 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</u>  <u>（ア） 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないもので、かつ同等以上の性能を有するものに限る。（注 22））の取替えの工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限り、コ（ア）に該当するものを除く。）</u>  <u>（イ） 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）の取替え（注 20）の工事（サ（ア）に該当するものを除く。）</u></p> <p>注 18 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS 0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。            注 19 多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは、拡張による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更該当するが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となる。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当する。  <u>注 20 ケ（ウ）、コ（ア）及びサ（イ）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコン</u></p>	<p>高圧ガス保安法の改正に伴い軽微な変更の工事の範囲が拡大</p>

旧	新								
<p style="text-align: center;"><b>8 高圧ガス製造事業届</b></p> <p>事業所内にある高圧ガス製造施設のうち、処理能力が 100m<sup>3</sup>/日（第 1 種ガスの場合は 300m<sup>3</sup>/日）未満で他の製造施設とガス設備で接続されていないもの(注 21)で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造施設は、第二種製造者として届出を行うことができる。この場合、事業開始の 20 日前までに届け出ること。</p> <p>届出に必要な書類は次のとおりであるが、既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合（注 22）は、ウ～ケを省略することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 高圧ガス製造事業届書</td> <td style="text-align: center;"><b>様式第 2</b>（一般則第 4 条関係）（注 23）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 21 用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。</p> <p>注 22 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』等と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。</p> <p>注 23 『名称（事業所の名称を含む。）』は、「法人名＋社会通念上の事業所名＋【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。</p>	項目	内容	ア 高圧ガス製造事業届書	<b>様式第 2</b> （一般則第 4 条関係）（注 23）	<p style="text-align: center;"><b>8 高圧ガス製造事業届</b></p> <p style="text-align: center;"><u>じ則第 3 条第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。</u></p> <p>注 21 溶接に用いられる母材の種類要件を定める告示（平成 22 年経済産業省告示第 57 号）</p> <p>注 22 材質を変更する場合は、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものに限る。</p> <p>事業所内にある高圧ガス製造施設のうち、処理能力が 100m<sup>3</sup>/日（第 1 種ガスの場合は 300m<sup>3</sup>/日）未満で他の製造施設とガス設備で接続されていないもの(注 23)で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造施設は、第二種製造者として届出を行うことができる。この場合、事業開始の 20 日前までに届け出ること。</p> <p>届出に必要な書類は次のとおりであるが、既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合（注 24）は、ウ～ケを省略することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 高圧ガス製造事業届書</td> <td style="text-align: center;"><b>様式第 2</b>（一般則第 4 条関係）（注 25）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 23 用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。</p> <p>注 24 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』等と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。</p> <p>注 25 『名称（事業所の名称を含む。）』は、「法人名＋社会通念上の事業所名＋【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。</p>	項目	内容	ア 高圧ガス製造事業届書	<b>様式第 2</b> （一般則第 4 条関係）（注 25）
項目	内容								
ア 高圧ガス製造事業届書	<b>様式第 2</b> （一般則第 4 条関係）（注 23）								
項目	内容								
ア 高圧ガス製造事業届書	<b>様式第 2</b> （一般則第 4 条関係）（注 25）								

旧			
様式第17 (コンビ則第34条、第35条関係)			
保安検査申請書	特 定	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査証の <u>交 付</u> 年月日		年 月 日	
前回の保安検査に <u>係る保安検査証</u> の交付年月日		年 月 日	
年 月 日			
代表者氏名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事殿			
×手数料 円	神奈川県収入証紙はりつけ場所 (消印しないこと)		
×消印月日 月 日			
×取扱者印			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			
2 ×の項は記載しないこと。			
3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に <u>係る保安検査証の交付</u> 年月日の欄に( )を設け、休止期間を記載すること。			
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			

新			
様式第17 (コンビ則第34条、第35条関係)			
保安検査申請書	特 定	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査の 年 月 日		年 月 日	
<u>前回の保安検査</u> の 年 月 日		年 月 日	
<u>備 考</u>			
年 月 日			
代表者氏名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事殿			
×手数料 円	神奈川県収入証紙はりつけ場所 (消印しないこと)		
×消印月日 月 日			
×取扱者印			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			
2 × <u>印</u> の項は記載しないこと。			
3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、( )を設け、休止期間を記載すること。			
4 <u>前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</u>			
5 <u>備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。</u>			
6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			

高圧ガス保安法の改正に伴い様式が変更

旧			
様式第19 (コンビ則第35条関係)			
高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特 定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
<u>検査を受けた</u> 年月日	年 月 日		
年 月 日			
代表者 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事 殿			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ×の項は記載しないこと。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			

新			
様式第19 (コンビ則第35条関係)			
高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特 定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
<u>保安検査の年月日</u>	年 月 日		
<u>備 考</u>			
年 月 日			
代表者 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事 殿			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 × <u>印</u> の項は記載しないこと。 3 <u>保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</u> 4 <u>備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。</u> 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			

旧			
様式第20 (コンビ則第35条関係)			
指定保安検査機関 保安検査受検届書	特 定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
<u>検査を受けた</u> 年月日	年 月 日		
年 月 日			
代表者 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事殿			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ×の項は記載しないこと。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合に			

新			
様式第20 (コンビ則第35条関係)			
指定保安検査機関 保安検査受検届書	特 定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
<u>保安検査の</u> 年月日	年 月 日		
<u>備</u>	<u>考</u>		
年 月 日			
代表者 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>			
神奈川県知事殿			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 × <u>印</u> の項は記載しないこと。 3 <u>保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</u> 4 <u>備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。</u> 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			

お

旧				新			
様式第34 (コンビ則第49条関係)				様式第34 (コンビ則第49条関係)			
保安検査記録届書	特定	×整理番号		保安検査記録届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日			×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)				名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地				事務所(本社)所在地			
事業所所在地				事業所所在地			
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日 又は終了年月日		年 月 日		前回の保安検査の年月日		年 月 日	
検査年月日		年 月 日～ 年 月 日		検査年月日		年 月 日～ 年 月 日	
検査結果を確認した責任者				検査結果を確認した責任者			
年 月 日				年 月 日			
代表者氏名 (印)				代表者氏名 (印)			
神奈川県知事殿				神奈川県知事殿			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ×の項は記載しないこと。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。				備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 × <u>印</u> の項は記載しないこと。 3 <u>前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</u> 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			